

広島県教育委員会告示第三号

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年四月二十六日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱(昭和五十一年広島県教育委員会告示第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号の注2中「住民票記載事項証明書」を「県外に住所がある修学奨励生が氏名を変更する場合又は変更後の住所が県外である場合は、住民票記載事項証明書」に改める。

別記様式第十二号中「お届けします」を「届けます」に改め、同様式の注2の次に次のように加える。

- 3 県外に住所がある保証人が氏名を変更する場合又は変更後の保証人の住所が県外にある場合は住民票記載事項証明書を、県外に住所がある保証人が死亡した場合は死亡を証明する書類の写しを添付すること。

別記様式第二十一号の注2中「死亡を」を「県外に住所がある修学奨励生が死亡した場合は、死亡を」に、「添えること」を「添付すること」に改める。

附 則

この教育委員会告示は、公布の日から施行する。